

3 障害者総合支援法について、教えてください。

障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から障害者総合支援法として施行されました。

これに伴い、それまで障害者の範囲は身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者が対象でしたが、新たに難病患者が対象となりました。

障害者総合支援法の概要

1 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

2 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応)

3 障害者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ②共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

4 サービス基盤の計画的整備

- ①基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ②市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

5 検討規定

(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後 3 年を目途として、以下について検討)

- ①常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる

<施行日>

平成 25 年 4 月 1 日(ただし、3 の①及び②については、平成 26 年 4 月 1 日)

<障害者総合支援法における難病一覧（361疾病）>

令和2年7月現在

1	アイカルディ症候群	63	眼皮皸白皮症	125	コフィン・ローリー症候群
2	アイザックス症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	126	混合性結合組織病
3	I g A腎症	65	ギャロウェイ・モフト症候群	127	鰓耳腎症候群
4	I g G 4 関連疾患	66	急性壊死性脳症	128	再生不良性貧血
5	亜急性硬化性全脳炎	67	急性網膜壊死	129	サイトメガロウイルス角膜炎
6	アジソン病	68	球脊髄性筋萎縮症	130	再発性多発軟骨炎
7	アッシャー症候群	69	急速進行性糸球体腎炎	131	左心低形成症候群
8	アトピー性脊髄炎	70	強直性脊椎炎	132	サルコイドーシス
9	アペール症候群	71	巨細胞性動脈炎	133	三尖弁閉鎖症
10	アミロイドーシス	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	134	三頭酵素欠損症
11	アラジール症候群	73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	135	CFC症候群
12	アルポート症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	136	シェーグレン症候群
13	アレキサンダー病	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	137	色素性乾皮症
14	アンジェルマン症候群	76	筋萎縮性側索硬化症	138	自己貪食空胞性ミオパチー
15	アントレー・ピクスラー症候群	77	筋型糖原病	139	自己免疫性肝炎
16	イソ吉草酸血症	78	筋ジストロフィー	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
17	一次性ネフローゼ症候群	79	クッシング病	141	自己免疫性溶血性貧血
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	80	クリオピリン関連週期熱症候群	142	四肢形成不全
19	1 p 36欠失症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	143	シトステロール血症
20	遺伝性自己炎症疾患	82	クルーゾン症候群	144	シトリン欠乏症
21	遺伝性ジストニア	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症	145	紫斑病性腎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	84	グルタル酸血症1型	146	脂肪萎縮症
23	遺伝性膀胱炎	85	グルタル酸血症2型	147	若年性特発性関節炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	86	クロウ・深瀬症候群	148	若年性肺気腫
25	ウィーバー症候群	87	クローン病	149	シャルコー・マリー・トウース病
26	ウィリアムズ症候群	88	クロンカイト・カナダ症候群	150	重症筋無力症
27	ウィルソン病	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	151	修正大血管転位症
28	ウエスト症候群	90	結節性硬化症	152	ジュベール症候群関連疾患
29	ウェルナー症候群	91	結節性多発動脈炎	153	シュワルツ・ヤンペル症候群
30	ウォルフラム症候群	92	血栓性血小板減少性紫斑病	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
31	ウルリッヒ病	93	限局性皮質異形成	155	神経細胞移動異常症
32	HTLV-1 関連脊髄症	94	原発性局所多汗症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
33	A T R - X 症候群	95	原発性硬化性胆管炎	157	神経線維腫症
34	A D H 分泌異常症	96	原発性高脂血症	158	神経フェリチン症
35	エーラス・ダンロス症候群	97	原発性側索硬化症	159	神経有棘赤血球症
36	エプスタイン症候群	98	原発性胆汁性胆管炎	160	進行性核上性麻痺
37	エプスタイン病	99	原発性免疫不全症候群	161	進行性骨化性線維異形成症
38	エマヌエル症候群	100	顕微鏡の大腸炎	162	進行性多巣性白質脳症
39	遠位型ミオパチー	101	顕微鏡的多発血管炎	163	進行性白質脳症
40	円錐角膜	102	高 I g D 症候群	164	進行性ミオクローヌスてんかん
41	黄色靂帯骨化症	103	好酸球性消化管疾患	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
42	黄斑ジストロフィー	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
43	大田原症候群	105	好酸球性副鼻腔炎	167	スタージ・ウェーバー症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	106	抗糸球体基底膜腎炎	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
45	オスラー病	107	後縦靂帯骨化症	169	スミス・マギニス症候群
46	カーニー複合	108	甲状腺ホルモン不応症	170	スモン
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	109	拘束型心筋症	171	脆弱X症候群
48	潰瘍性大腸炎	110	高チロシン血症1型	172	脆弱X症候群関連疾患
49	下垂体前葉機能低下症	111	高チロシン血症2型	173	成人スチル病
50	家族性地中海熱	112	高チロシン血症3型	174	成長ホルモン分泌亢進症
51	家族性良性慢性天疱瘡	113	後天性赤芽球癆	175	脊髄空洞症
52	カナパン病	114	広範脊柱管狭窄症	176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	115	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	177	脊髄髄膜瘤
54	歌舞伎症候群	116	抗リン脂質抗体症候群	178	脊髄性筋萎縮症
55	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	117	コケイン症候群	179	セピアブテリン還元酵素（SR）欠乏症
56	カルニチン回路異常症	118	コストロ症候群	180	前眼部形成異常
57	加齢黄斑変性	119	骨形成不全症	181	全身性エリテマトーデス
58	肝型糖原病	120	骨髄異形成症候群	182	全身性強皮症
59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	121	骨髄線維症	183	先天異常症候群
60	環状20番染色体症候群	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	184	先天性横隔膜ヘルニア
61	関節リウマチ	123	5 p 欠失症候群	185	先天性核上性球麻痺
62	完全大血管転位症	124	コフィン・シリリス症候群	186	先天性気管狭窄症/先天性正門下狭窄症

＜障害者総合支援法における難病一覧（361疾病）＞

令和2年7月現在

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
187	先天性魚鱗癬	245	特発性両側性感音難聴	303	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
188	先天性筋無力症候群	246	突発性難聴	304	閉塞性細気管支炎
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	247	ドラベ症候群	305	β-ケトチ+N68:N114オラーゼ欠損症
190	先天性三尖弁狭窄症	248	中條・西村症候群	306	ベーチェット病
191	先天性腎性尿崩症	249	那須・ハコラ病	307	ベスレムミオパチー
192	先天性赤血球形成異常性貧血	250	軟骨無形成症	308	ヘパリン起因性血小板減少症
193	先天性僧帽弁狭窄症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	309	ヘモクロマトーシス
194	先天性大脳白質形成不全症	252	22q11.2欠失症候群	310	ペリー-症候群
195	先天性肺静脈狭窄症	253	乳幼児肝巨大血管腫	311	ペルーシド角膜辺縁変性症
196	先天性風疹症候群	254	尿素サイクル異常症	312	ペルオキシゾーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
197	先天性副腎低形成症	255	ヌーナン症候群	313	片側巨脳症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LXM1B関連腎症	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
199	先天性ミオパチー	257	脳腱黄色腫症	315	芳香族L-アミノ酸脱炭素酵素欠損症
200	先天性無痛無汗症	258	脳表ヘモジエリン沈着症	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
201	先天性葉酸吸収不全	259	膿疱性乾癬	317	ポルフィリン症
202	前頭側頭葉変性症	260	嚢胞性線維症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
203	早期ミオクロニー脳症	261	パーキンソン病	319	マルファン症候群
204	総動脈幹遺残症	262	バージャー病	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
205	総排泄腔遺残	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
206	総排泄腔外反症	264	肺動脈性肺高血圧症	322	慢性再発性多発性骨髄炎
207	ソトス症候群	265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	323	慢性睚炎
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	肺胞低換気症候群	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群	325	ミオクロニー欠神てんかん
210	大脳皮質基底核変性症	268	バッド・キアリ症候群	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
211	大理石骨病	269	ハンチントン病	327	ミトコンドリア病
212	ダウン症候群	270	汎発性特発性骨増殖症	328	無虹彩症
213	高安動脈炎	271	P C D H 19 関連症候群	329	無脾症候群
214	多系統萎縮症	272	非ケトーシス型高グリシン血症	330	無βリポタンパク血症
215	タナトフォリック骨異形成症	273	肥厚性皮膚骨膜炎	331	メーブルシロップ尿症
216	多発血管炎性肉芽腫症	274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	332	メチルグルタコン酸尿症
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	333	メチルマロン酸血症
218	多発性軟骨性外骨腫症	276	肥大型心筋症	334	メビウス症候群
219	多発性嚢胞腎	277	左肺動脈右肺動脈起始症	335	メンケス病
220	多脾症候群	278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	336	網膜色素変性症
221	タンジール病	279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	337	ちやもや病
222	単心室症	280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	338	モワット・ウイルソン症候群
223	弾性線維性仮性黄色腫	281	非典型溶血性尿毒症症候群	339	薬剤性過敏症症候群
224	短腸症候群	282	非特異性多発性小腸潰瘍症	340	ヤング・シンブソン症候群
225	胆道閉鎖症	283	皮膚筋炎/多発性筋炎	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
226	遅発性内リンパ水腫	284	ひまん性汎細気管支炎	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
227	チャージ症候群	285	肥満低換気症候群	343	4p欠失症候群
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	表皮水疱症	344	ライソゾーム病
229	中毒性表皮壊死症	287	ヒルシუსブルング病（全結腸型又は小腸型）	345	ラスムッセン脳炎
230	腸管神経節細胞僅少症	288	VATER症候群	346	ランゲルハンス細胞組織球症
231	TSH分泌亢進症	289	ファイファー症候群	347	ランドウ・クレフナー症候群
232	TNF受容体関連周期性症候群	290	ファロー四徴症	348	リジン尿性蛋白不耐症
233	低ホスファターゼ症	291	ファンコニ貧血	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
234	天疱瘡	292	封入体筋炎	350	両大血管右室起始症
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	293	フェニルケトン尿症	351	リンパ管腫症/ゴーム病
236	特発性拡張型心筋症	294	フォンタン術後症候群	352	リンパ脈管筋腫症
237	特発性間質性肺炎	295	複合カルボキシラーゼ欠損症	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
238	特発性基底核石灰化症	296	副甲状腺機能低下症	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
239	特発性血小板減少性紫斑病	297	副腎白質ジストロフィー	355	レーベル遺伝性視神経症
240	突発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）	298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
241	特発性後天性全身性無汗症	299	ブラウ症候群	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
242	特発性大腿骨頭壊死症	300	ブラダー・ウィリ症候群	358	レット症候群
243	特発性多中心性キャスルマン病	301	ブロン病	359	レノックス・ガスター症候群
244	特発性門脈圧亢進症	302	プロピオン酸血症	360	ロスモンド・トムソン症候群
				361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

(1) 障害者の福祉サービスは？

障害者の福祉サービスの内容は、自立支援給付と地域生活支援事業に二分され、各事業の詳しい事業名は次のとおりです。

なお、自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」を合わせて、「障害福祉サービス」と呼びます。

自立支援給付

<div style="border: 1px solid black; background-color: #fff2cc; padding: 5px;">介護給付<障害福祉サービス><ul style="list-style-type: none">○居宅介護（ホームヘルプ）○重度訪問介護○同行援護○行動援護○重度障害者等包括支援○短期入所（ショートステイ）○療養介護（通所）○生活介護（通所）○施設入所支援<p style="text-align: center;">■障害支援区分によって受けられる給付が決定されます。</p></div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #fff2cc; padding: 5px;">訓練等給付<障害福祉サービス><ul style="list-style-type: none">○自立訓練（機能訓練・生活訓練）○就労移行支援○就労継続支援（雇用型・非雇用型）○就労定着支援○共同生活援助（グループホーム）○自立生活援助<p style="text-align: center;">■障害支援区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられます。</p></div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff2cc; padding: 5px; margin-top: 5px;">自立支援医療<ul style="list-style-type: none">○更生医療○育成医療●精神通院医療</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff2cc; padding: 5px; margin-top: 5px;">補装具</div>
--	--

※平成 24 年度から、障害者自立支援法を根拠としていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に規定される「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」に移行しています。

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発 ○自発的活動支援 ○相談支援 ○成年後見制度利用支援
- 成年後見制度法人後見支援 ○意思疎通支援 ○日常生活用具の給付又は貸与
- 移動支援 ○手話奉仕員養成研修 ○地域活動支援センター
- 専門性の高い相談支援 ●専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修・派遣
- 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整 ●広域的な対応が必要な事業
- 人材育成

※平成 29 年度から、地域生活支援事業を根拠としていた「その他の日常生活又は社会生活支援」は国として促進すべき事業「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけられました。

(注) ○は市町村実施事業、●は都道府県実施事業です。

(2) 障害福祉サービスの利用申請・支給決定は？

障害福祉サービスの利用を希望する場合、市町村では、その福祉サービスの必要性を総合的に判定し、支給決定を行います。なお、難病等の方（332 疾病が対象です。）も新たに障害福祉サービスを利用できます。

①利用者は、市町村に対しサービスの利用申請をします。

②市町村は、利用者に対してサービス等利用計画書の提出依頼を行います。

利用者は、相談支援事業所に依頼して障害福祉サービスの種類、利用時間、内容などを記載したサービス等利用計画書を作成し、市町村へ提供します。なお、作成依頼に要する費用の負担はありません。

③市町村は、介護給付費の申請があった場合には、利用者が必要とされる支援の度合いを判定します。

利用者が必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものを「障害支援区分」と呼びます。

障害支援区分は、手帳の等級とは異なり、80項目のアセスメント（影響評価）及び医師意見書をもとに行われる一次判定及び二次判定を経て、区分1～区分6の支援の度合いが認定されます。

④市町村は、利用者の社会活動能力や介護者の有無、居住状況等を調査します。

⑤市町村は、利用者からサービスの利用意向を聞き取り調査します。

⑥市町村は、利用者に対し支給決定を行います。

福祉サービスのうち、訓練等給付に該当する事業を申請した場合は、暫定的な支給決定となります。決定後、一定期間サービスを利用し、利用者の利用意向やサービスが適切かどうかを確認し、本支給決定が行われます。

⑦市町村は、利用者に対し障害福祉サービス受給者証を交付します。

(3) 障害福祉サービスの利用方法は？

障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画に基づいてサービス事業者（指定事業者又は指定施設）と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

①利用者は、サービス等利用計画を作成します。

利用者は、相談支援事業所に依頼して障害福祉サービスの種類、利用時間、内容などを記載したサービス等利用計画を作成します。なお、作成依頼に要する費用の負担はありません。

②利用者は、サービス事業者と契約を締結し、サービスを利用します。

利用者はサービス等利用計画に基づき、サービス事業者を選択し、契約を締結してサービスの提供を受けます。サービスを利用した場合、サービス事業者には利用者負担金と実費負担金を支払います。

○ 相談支援の種類 ○

ア 計画相談支援・障害児相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成するサービスです。

イ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人又は保護施設、矯正施設等に入所している障害のある人が、地域で生活するための住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等に応じるサービスです。

ウ 地域定着支援

施設や病院から退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方などに対し、常時（夜間も含む）の連絡体制を確保し、障害の特性を起因して生じた緊急の事態等の相談に応じるサービスです。

(4) 福祉サービスを利用するには、負担金が必要だと聞きましたが？

福祉サービスを利用する方にも、福祉サービスの利用量と所得に応じて、サービスの利用に係る費用の一部を利用者本人に負担していただくこととなります。

①障害福祉サービスは、所得に応じ負担上限額が設けられています。

障害福祉サービスの利用者負担の額は、所得に応じて1か月あたりの上限が設けられています。

なお、食費や光熱水費は、利用者負担とは別に、実費負担となります。

平成22年4月からは、市町村民税非課税世帯の利用負担は無料となりました。

さらに、市町村民税課税の世帯の方は、課税の状況により、利用負担が軽減される場合もあります。

実際の利用者負担の額については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

<1か月あたりの負担上限額>

区分	世帯（※）の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円 ^{（注2）} 未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※「世帯」の範囲は、18歳以上の障害者は、本人とその配偶者、障害児（施設に入所する18、19歳を含む）は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

（注1）3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

②医療費も負担額の上限が設けられています。

低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力はあっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

なお、入院時の食事代（食事療養費）については、全額自己負担となります。

(5) 障害福祉サービスの具体的な内容が分かりません。

障害福祉サービスの詳細は、訪問系サービスと日中活動系サービス、居住系サービスがあります。

入所施設のサービスを昼のサービス（日中活動系サービス）と夜のサービス（居住系サービス）を組み合わせで選択します。

日中活動系サービスは、地域生活に移行した後でも利用することができます。

①訪問系サービス

給付の種類	サービス名	対象	内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	障害者	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度障害者	重度の肢体不自由の方、その他の障害のある方で常に介護を必要とする方に、自宅で、食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援などを行います。
	行動援護	知的障害者 精神障害者	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
	同行援護	視覚障害者	視覚障害により、移動が困難な方に移動に必要な情報の提供や、移動の援護を行います。
	重度障害者等包括支援	重度障害者	極めて重度の障害のある方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

②日中活動系サービス

給付の種類	サービス名	対象	内容
介護給付	療養介護	障害者	医療と常時の介護が必要な方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行います。
	生活介護	障害者	常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	障害者	在宅の障害者を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体障害者	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障害者 精神障害者	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
	就労移行支援	障害者	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

給付の種類	サービス名	対象	内容
訓練等給付	就労継続支援 (A型)	障害者	一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (B型)	障害者	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	障害者	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

③居住系サービス

給付の種類	サービス名	対象	内容
介護給付	施設入所支援	障害者	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、居住の場を提供します。(18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	障害者	共同生活住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障害者	施設等から地域での一人暮らしを始めた障害のある方に対し、生活や健康等に問題がないか定期的に訪問等をして必要な支援をします。

